

藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部改正
について

藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部を次のように改める。

2019年（令和元年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市図書館に関する条例及び藤沢市民ギャラリー条例の一部を改正
する条例

（藤沢市図書館に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市図書館に関する条例（昭和61年藤沢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条の表藤沢市南市民図書館の項中「鶴沼東8番2号」を「南藤沢21番1号」に改める。

（藤沢市民ギャラリー条例の一部改正）

第2条 藤沢市民ギャラリー条例（昭和61年藤沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「藤沢438番地の1」を「南藤沢21番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市南市民図書館及び藤沢市民ギャラリーを暫定移設するため、所要の改正をする必要による。